

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和 2年 11月 10日 10時 00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 非農地証明交付申請の承認について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	11名
欠席	1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	欠	7番	我毛 真一	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	川崎 信彦	出	10番	磯永 優二	出
5番	柏木 伸夫	出	11番	山崎 廣美	出
6番	吉永 新一	出	12番	森本 一男	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 青木 一巳

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 後小路 博敏

中野 翔平

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和2年11月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

青木委員

本日会長が欠席されておりますので、私が議長を務めさせていただきます。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は3番畑中安生委員と、4番川崎信彦委員にお願いします。会議書記は事務局職員の後小路さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。
「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1について、譲渡人■■■■氏が所有する畑ですが、高齢で、耕作管理ができないという事で、隣の畑を耕作している、譲受人■■■■に贈与するとの事です。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2及び通り番3

9番委員発言 通り番2及び通り番3について説明致します。
通り番2について、貸付人■■■■氏、借受人■■■■氏での使用貸借となります。通り番3について、譲渡人■■■■氏がかかなり高齢で耕作管理ができないため、譲受人■■■■氏と売買するとの事です。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番2及び通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番4についてですが、私の方が利害関係人となりますので、3番畑中安生委員と議長を交

代し退室いたします。

(2番青木一巳委員退室)

畑中委員

それでは、通り番4について地元委員の説明をお願いします。

通り番4

8番委員発言 通り番4について説明致します。

通り番4について、2番青木一巳委員が利害関係人との事ですので、私の方から説明いたします。譲渡人■■■■氏と譲受人■■■■氏は近所に居住し、■■■■氏の父親が青木一巳委員という関係でございます。申請地は空き家に付随する農地で、贈与することのことで、管理につきましては、■■■■氏と青木一巳委員が一緒に行くという事でございます。

間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

畑中委員

議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。他に意見・質問はありませんか。無いようでございますので、青木委員入室をお願いします。

(2番青木一巳委員入室)

議長 議案第1号につきまして、ほかに何かございませぬか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号については原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は6件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1から6を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1から通り番3

12番委員発言 通り番1から通り番3について説明致します。

通り番1ですが、譲渡人■■■■氏、譲受人■■■■氏が、お互いの利便性から土地を交換し家庭菜園として利用するものです。申請地はすでに農地の状態ではなく、顛末書が添付されております。場所は旧国道前川交差点増田ホームリビングセンター先でございます。

す。 続きまして通り番2ですが、譲渡人 [] 氏の畑を、譲受人 [] 氏が購入し、貸し駐車場に転用するものです。場所は青豊高校体育館東側の道を挟んで畑が一区画ありその隣になります。

続いて通り番3ですが、譲渡人 [] 氏の畑を、譲受人 [] 氏が購入し、自己住宅を建設するものです。場所は通り番2の申請地の横になります。この青豊地区は農地を埋め立て、区画整備されたところであり、どちらも用途区域であり転用に関しまして問題もありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1、通り番2、通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、続きまして通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4から通り番6

6番委員発言 通り番4から通り番6まで続けて説明致します。通り番4について、譲渡人 [] 氏の田を譲受人 [] が購入し、事業拡張のため、資材置場、進入路、駐車場として利用するものです。場所は、JA三毛門支店のあった西側、恒富方面に行き200m程度のところとなります。続きまして通り番5ですが譲渡人 [] 氏の田を譲受人 [] が購入し、建売住宅用地5区画を建設し販売するものです。続いて通り番6ですが、貸付人 [] 氏、借受人 [] 氏は親子であります。現在 [] 氏の現住居が手狭であるため、庭と駐車場として利用したいとの事で、使用貸借となります。間違いありませんので、宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番4、通り番5、通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請後の事業計画変更申請は1件でございます。

「議案第3号、変更申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見ををお願いします。

通り番1

11番委員発言 通り番1について説明致します。
通り番1ですが、申請人は露天資材置場として転用許可を受けておりましたが、コロナの影響を受け、工期を変更するものであります。間違いありません。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請後の事業計画変更申請については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおり可決することにいたします。

議長 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 「議案第5号、非農地証明交付申請の承認について通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第5号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見ををお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1について、■■■■氏の所有する畑でございますが場所が元九電

社宅の近くとなります。昭和47から平成21年まで住宅が建っており、現在まで20年以上経過しております。今般、登記を変更するための申請となっております。間違いありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第5号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第5号の非農地証明交付申請の承認について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって11月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 2 年 11 月 13 日

議長

青木 一巳 

3番委員

畑中 守生 

4番委員

川崎 信彦 

